

## 環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案

環境影響評価法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第六十二条」を「第六十一条」に改める。

第一条中「環境影響評価が」の下に「住民等の参加の下に」を、「健康」の下に「かつ安全」を、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第一条のうち第十一条の改正規定中第三項に後段として次のように加える。

この場合において、環境大臣が意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第一条中第二十三条を改め、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第二十三条中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見

を聴かなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(環境大臣の助言)

第二十三条の二 第二十二條第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの(以下この条において「地方公共団体等」という。)であるときは、当該地方公共団体等の長は、次の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べることが必要と認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるものとする。

2 前条第二項の規定は、環境大臣が前項の規定により助言を求められた場合に準用する。

第一条のうち第二十四条の改正規定中「第二十三条」を『第二十三条第一項』に、「勘案しなければ」を「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」に改める。

第一条中第二十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十五条第一項中「これ」を「第二十三条第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ前条の意見」に改める。

第一条のうち第四十条の改正規定中『前条の』を「第二十三条の』を『前条』を「第二十三条第一項」に、「前条の」を「を書面」とあるのは「を書面（同項の規定による環境大臣の意見があるときは、それを付記した書面）」と、「第二十三条第一項の」に改め、「ときは」との下に「、勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」とあるのは「勘案しなければ」とを加え、「を勘案」とあるのは「」を「勘案して」とあるのは「勘案して」に、「第二十三条」を「同項」に、「」を「勘案」を「を勘案して』」に改める。

第一条に次の改正規定を加える。

第六十条を削り、第六十一条を第六十条とし、第六十二条を第六十一条とする。

第二条のうち目次の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「第三十八条の五」を「第三十八条の五の二」に改める。

第二条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条に次の二項を加える。

2 国は、国の施策に関する基本的な方針又は計画であつて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが

ある事業の実施を目的とするもの（以下この項において「上位計画等」という。）の策定又は変更に当たっては、当該上位計画等に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果を、当該上位計画等の策定又は変更に反映させるように努めるものとする。

3 国は、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、生物の多様性の状況その他の環境の状況に関する情報を収集し、並びに事業者及び住民等に提供するよう努めるものとする。

第二条のうち第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定中「第一節 配慮書」を「第一節 検討書」に改め、同改正規定のうち第三条の二の見出し中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改め、同条第一項中「立案」を「構想」に改め、「実施されるべき区域」の下に「、事業規模」を加え、「一又は」を削り、『配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」を「検討すべき事項（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下「計画構想段階検討事項」に改め、同条第二項中「区域」の下に「、事業規模」を加え、同条第三項中「区域」の下に「、事業規模」を加え、「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改め、第三条の三の見出し中「配慮書」を「検討書」

に改め、同条第一項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に、『計画段階環境配慮書（以下「配慮書」を『計画構想段階環境検討書（以下「検討書」に、「周囲」を「周辺地域」に改め、同条第二項中「配慮書」を「検討書」に改め、第三条の四（見出しを含む。）及び第三条の五中「配慮書」を「検討書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第二条のうち第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定のうち第三条の六中「配慮書」を「検討書」に、「前条」を「前条第一項」に、「勘案しなければ」を「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」に改め、第三条の七の見出し中「配慮書」を「検討書」に改め、同条第一項中「配慮書」を「検討書」に、「求めるように努めなければ」を「求めなければ」に改め、同条第二項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改め、第三条の九第一項中「配慮書」を「検討書」に改め、同条第二項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改め、第三条の十の見出し中「計

画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改め、同条第一項前段中「立案」を「構想」に改め、「実施されるべき区域」の下に、「事業規模」を加え、「一又は」を削り、「配慮すべき事項」を「検討すべき事項（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「配慮すべき事項」を「検討すべき事項」に改める。

第二条のうち第五十二条の改正規定中「改め、同条に次の一項を加える」を「改める」に改め、第三項を削る。

第二条のうち第五十三条第一項の改正規定中「立案」を「構想」に改め、「実施されるべき区域」の下に、「事業規模」を加え、「一又は」を削り、「配慮すべき事項」を「検討すべき事項」に、「配慮書」を「検討書」に改める。

第二条のうち第五十五条の改正規定及び第七章第一節中第三十九条の前に見出し及び一条を加える改正規定中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改める。

第二条のうち第三十九条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改める。

第二条のうち第四十条を改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第四十条の二中「第三十八条の五まで」を「第三十八条の五の二まで」に改め、『第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、『第三十八条の五の二の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、同条中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と』を加える。

第二条のうち第四十四条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改める。

第二条のうち第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定中「次の四条」を「次の五条」に改め、第三十八条の四に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第二条のうち第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定のうち第三十八条の五中「前条」を「前条第一項」に、「勘案しなければ」を「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ

ば」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(事業者の講ずる措置)

第三十八条の五の二 第三十八条の二第一項に規定する事業者は、前条の意見が述べられた場合において、第三十八条の四第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ前条の意見を勘案して必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるようにしなければならない。この場合において、当該事業者は、同条の意見を述べた者に対して必要な助言を求めることができる。

第二条のうち第五条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「これ」を「第三条の五第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ第三条の六の意見」に改め、「区域」の下に「、事業規模」を加える。

第二条のうち第十一条の改正規定中「改める」を『改め、同条第三項中「(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)」を削る』に改める。

附則第一条第一号中「第九条」の下に「及び第十条」を加え、同条第二号中「四条を」を「五条を」に改め、「及び附則第十一条の規定(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二



十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。）」を削り、同条第三号中「四条を」を「五条を」に改める。

附則第六条第一項第一号中「計画段階環境配慮書」を「計画構想段階環境検討書」に改める。

附則第七条中「及び第三十八条の三」を「、第三十八条の三及び第三十八条の五の二」に改める。

附則第八条第一項及び第三項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改める。

附則第十一条を削る。

附則第十条中「十年」を「五年」に改め、同条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(関係法律の整備)

第十条 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備については、別に法律で定める。